

## 不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	建設局総務部管理課 (06-6615-6687) 建設局公園緑化部調整課 (06-6615-6750)
処分担当名	当該有料施設を所管する公園事務所 ・鶴見緑地公園事務所 ・真田山公園事務所 ・大阪城公園事務所 ・八幡屋公園事務所 ・長居公園事務所 ・扇町公園事務所 ・十三公園事務所 ・天王寺動物公園事務所
処分の名称	都市公園の有料施設の使用許可の取消し、使用の制限・停止、施設からの退場命令
概要	有料施設の適正な管理運営や市民の利用に著しく支障をきたさないよう、大阪市公園条例第9条の3で使用許可の制限について、第9条の4で使用許可の取消し、使用の制限・停止、施設からの退場命令について定めています。
根拠法令等 及び条項	大阪市公園条例第9条の6において読み替えられた第9条の3及び第9条の4 ( <a href="http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html">http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html</a> )
処分基準	◎次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、「代行施設以外の有料施設」の使用許可を取り消し、使用を制限し、若しくは停止し、又は「代行施設以外の有料施設」からの退場を命じることがあります。  (1) 偽りその他不正の手段により使用の許可(大阪市公園条例第9条の2の許可)を受けたとき (2) 次の各号に定める事由が発生したとき ・公安又は風俗を害するおそれがあるとき ・施設又は附属設備を損傷するおそれがあるとき ・管理上支障があるとき ・暴力団の利益になるとき ・その他不相当と認めるとき (3) 大阪市公園条例に違反し、又は条例に基づく指示に従わないとき
ホームページ	<a href="http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000021522.html">http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000021522.html</a>
備考(参考)	大阪市公園条例  第9条の3 次の各号のいずれかに該当するときは、代行施設の指定管理者は、代行施設の使用を許可してはならない。 (1) 公安又は風俗を害するおそれがあるとき (2) 施設又は附属設備を損傷するおそれがあるとき (3) 管理上支障があるとき (4) 暴力団の利益になるとき (5) その他不相当と認めるとき  第9条の4 次の各号のいずれかに該当するときは、代行施設の指定管理者は、代行施設の使用の許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは停止し、又は代行施設からの退場を命ずることができる。 (1) 偽りその他不正の手段により第9条の2の許可を受けたとき (2) 前条各号に定める事由が発生したとき (3) この条例に違反し、又はこの条例に基づく指示に従わないとき  第9条の6 第9条の2から前条までの規定は、代行施設以外の有料施設について準用する。この場合において、第9条の2から前条までの規定中「代行施設の指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。